

静岡市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の
支払の差止め等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市が、特別な事情が無いにもかかわらず国民健康保険料及び国民健康保険税（以下「保険料等」という。）を滞納している世帯主に対して、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第3項又は第4項の規定による被保険者証の返還及び同条第6項に規定する国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付並びに法第63条の2に規定する保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め等の措置を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(被保険者証の返還及び資格証明書の交付)

第2条 市長は、特別な事情がないにもかかわらず、保険料等の納期限から1年を経過するまでの間に当該保険料等を納付していない世帯の世帯主であって、次の各号のいずれかに該当するものに対して法第9条第3項の規定により被保険者証の返還を求め、当該被保険者証に代えて、資格証明書を交付する。

- (1) 再三の納付指導及び納付相談（以下「納付指導等」という。）の呼び掛けに応じないもの
- (2) 納付指導等において市民税課税台帳等を調査した結果、保険料等を支払うに足る資力があると認められたもの
- (3) 納付指導等において取り決めた保険料等の納付方法を、誠意を持って履行しないもの
- (4) 保険料等に係る滞納処分を行うに当たり、差押財産の名義変更を行う等意図的に滞納処分を逃れようとしたもの

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件に該当する世帯の世帯主に対しては、被保険者証の返還を求めないものとする。

- (1) その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第5条の5に規定する医療に関する給付（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯
- (2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第1条各号に定めるところの次のアからオまでに定める要件を満たすと認められる世帯
 - ア 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
 - (ア) 生活に重大な支障を及ぼす程度の損害であること。

(イ) 災害については、土地、家屋、動産等の損壊、浸水等によるものであること。

イ 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

(ア) 生活に重大な支障を及ぼす程度のものであること。

(イ) 慢性の疾病又は負傷により、おおむね3箇月以上、同一医療機関への入院又は通院を要するものであること。ただし、通院の場合にあつては、当該通院によって、就労が具体的に妨げられていること。

ウ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。

(ア) 他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重要な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。

(イ) 退職金、失業保険、傷病手当等の支給、事業負債の総額等が、書類によって証明できるものであること。

(ウ) 意図的又は常習的な職業変更でないと認められるものであること。

エ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度の収入の減少を伴うものであること。

オ アからエまでに類する事由があつたとき。

アからエまでに掲げる要件に準ずるものがあること。

(被保険者証の返還等)

第4条 市長は、世帯主に被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付しようとするときは、あらかじめ納付指導等の経過及び実態調査等を記録した資格証明調査書(様式第1号)を作成するものとする。

2 市長は、第2条の規定により被保険者証の返還を求めようとするときは、被保険者証の返還予告書及び弁明の機会付与通知(様式第2号)により弁明の機会を付与するものとする。

3 前項の規定による弁明書が提出期限までに提出されない場合及び弁明によつても当該処分が正当であると認められる場合は、市長は、国民健康保険被保険者証返還通知(様式第3号)により世帯主に被保険者証の返還を求めるものとする。

4 当該世帯主が返還を求められた期限日までに被保険者証を返還しない場合は、当該被保険者証に記載の有効期限の翌日をもって返還されたものとみなす。

(資格証明書の交付)

第5条 市長は、前条第3項の通知により世帯主が被保険者証を返還したとき、又は同条第4項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされたときは、当該被保険者証に代えて、

その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）にあつては、有効期間を6月とする被保険者証。以下この条において同じ。）、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証）に、当該資格証明書の交付に関する通知（様式第4号）を添付して当該世帯主に対して交付する。

（被保険者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定により資格証明書の交付を受けている世帯主が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付するものとする。

- （1）滞納している保険料等を完納したとき、又は滞納額の2分の1相当額以上の金額を納付し、残額の納付について誠実に履行することを確約したとき。
- （2）完納計画に基づく保険料等の分割納付の誓約を誠意をもって履行していると認められるとき。
- （3）災害その他特別の事情があると認められるとき。

2 前項第3号の規定により被保険者証の交付を受けようとする世帯主は、特別の事情に関する届出書（様式第5号）を直ちに市長に提出するものとする。

（世帯異動の場合の資格証明書等の交付）

第7条 市長は、世帯の合併・分離及び世帯主変更等により、世帯員の異動があつた場合は、保険料等納付義務者である世帯主の状況により判断し、資格証明書又は被保険者証を交付するものとする。

（保険医療機関等への協力依頼）

第8条 市長は、この要綱の規定により資格証明書を交付するに当たり、法第36条第3項に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関」という。）に対し、次に掲げる事項につき協力を依頼するものとする。

- （1）窓口で、被保険者証又は資格証明書の確認を徹底すること。
- （2）窓口で、国民健康保険加入者が、正当な理由がなく被保険者証を提出しないときは、当

該医療の給付に要した費用の全額を徴収すること。

- (3) 窓口で、資格証明書を提示したものは当該療養等に要した費用の全額を徴収すること。
- (4) 資格証明書を持参したものが、窓口での診療費の全額の支払を拒否した場合は、速やかに静岡市に連絡すること。この場合においては、その者に対し、診療費の全額を支払うよう、各区保険年金課職員が、説得に当たるものとする。
- (5) 資格証明書を交付した世帯に属する者に係る診療報酬明細書は、その右上部の余白に「特別療養費」と朱書きしたうえで、静岡県国民健康保険団体連合会に送付すること。

(特別療養費の支給)

第9条 資格証明書により診療等を受け、保険医療機関等の窓口で診療費等の全額を支払った世帯主が来庁し、規則第27条の5の規定による特別療養費支給申請書（様式第7号）の提出があったときは、市長は、法第54条の3第1項の規定により特別療養費の支給をする。ただし、当該世帯主が次条第1項の規定の提供を受ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により特別療養費を支給するときは、市長は世帯主に対し、当該特別療養費を滞納保険料及び滞納保険税（以下「滞納保険料等」という。）に充当するよう、指導するものとする。
- 3 世帯主が特別療養費を滞納保険料等へ充当することを了承したときは、市長は保険料等充当承諾書（様式第8号）を提出させるものとする。

(保険給付の全額又は一部の支払いの一時差止)

第10条 市長は保険料等の納期限から起算して1年6月間が経過するまでの間において当該保険料等を納付しない世帯主に対し、法第63条の2の規定により、保険給付費の全部又は一部の支払いの一時差止め（以下「保険給付の一時差止」という。）を行うものとする。ただし、第3条第2号の規定に該当する場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により保険給付の一時差止めをするときは、保険給付記録（様式第9号）を作成し、必要事項を記入するとともに、特別療養費等の支払いの一時差止について（様式第10号）により世帯主に対し通知するものとする。
- 3 第1項ただし書に該当する場合、又は該当することとなった場合は、世帯主は、市長に特別の事情に関する届出（様式号5号）を提出しなければならない。
- 4 保険給付の一時差止の額は、総額で滞納保険料等相当額以内とし、差止期間は、各回の申請に係る療養費等について、当該療養費等に係る医療費を保険医療機関等の窓口で支払った日から2年以内とする。

(保険給付費からの滞納保険料等の控除)

第11条 市長は、資格証明書交付世帯の世帯主で保険給付の一時差止を受けているものが、一時差止に係る保険給付を滞納保険料等へ充当することを拒否したときは、法第63条の2第3項の規定により、あらかじめ世帯主に特別療養費等からの滞納保険料等の控除について（様式第11号）により通知して一時差止に係る保険給付から滞納している保険料等を控除することができる。

(納付指導の継続)

第12条 資格証明書を交付した世帯の世帯主に対しては、その交付中においても納付指導等を継続して行い、滞納保険料等の自主的な納付を促進するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月23日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

資格証明書調査票

作成年月日

年 月 日

納付義務者				取得年月日	年 月 日	
住 所				国保証番号		
電 話 番 号	自・勤・携帯			住民コード		
家族構成	氏 名	続柄	年齢	職 業	勤務先電話番号	
収 入 (月収)	所得者氏名	所得区分	今月見込み額	先 月	先々月	
支 出 (月平均)	科 目	金 額	内 容			
	食費					
	住宅費					
	高熱水費					
	通信費					
	医療費					
	返済額（銀行等）		内訳*1（事業費、住宅・教育ローン、生活費等）			
	同（公 課）		（国 ）（県 ）（市 ）			
	貯蓄・ 等					
その他 (交通費等)						

*1 負債の状況	借入先	借入額	毎月支払額	完済日	使 途	借入者
滞納状況 (過年度の本税のみ)	年 度	税務署	県財務事務所	市納税課	その他	合 計
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
所得状況 ※端末確認	所得者氏名	所得区分	前々年收入 (同所得)	前年收入 (同所得)		
			()	()		
			()	()		
			()	()		
			()	()		
			()	()		
公的援助の有無	(児童扶養手当・特別児童扶養手当・就学援助など)					
住居・敷地及びその周辺など状況						
滞納となった原因						
破産宣告 競売事件 差押え 等						

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長氏名

被保険者証の返還予告書及び弁明の機会付与通知

あなたの国民健康保険料（税）の納付状況については、下記の納付状況欄に記載のとおり滞納額が累積しているため、現在有効期限が 年 月 日までの短期間の被保険者証（短期被保険者証）を交付しております。

このまま保険料の未納付が続きますと、国民健康保険法第9条第3項又は第4項の規定により被保険者証を返還していただき、国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付することになります。

したがって 年 月 日までに納付計画をたてたうえ、当課までご来庁下さい。

また、資格証明書の交付の前に、弁明の機会を設けます。指定期限と指定場所は下記のとおりです。弁明をする場合には、状況を説明できる書類等が必要です。また、代理人の場合は委任状をご持参ください。

なお、納付計画に基づき、滞納保険料の著しい減少が確認できた場合などは、被保険者証の返還は猶予されることとなります。

※来庁の際は、印鑑、被保険者証及び本書をご持参ください。

記

1

納付状況	
------	--

2 指定期限 年 月 日

3 指定場所

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長氏名

国民健康保険被保険者証返還通知

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項又は第4項の規定に基づき、国民健康保険被保険者証の返還を 年 月 日までに求めますので、下記返還場所までお越しください。 年 月 日からは国民健康保険被保険者資格証明書（資格証明書）が交付されます。

なお、資格証明書が交付されますと、国民健康保険の資格はありますが受診の際の診療費は、医療機関等の窓口で一旦自費で全額で支払っていただき、後日特別療養費として保険給付額を申請していただくこととなります。

また、資格証明書の交付を受けていても、保険料（税）の納付は必要です。

※ この通知は、 年 月 日までの納付状況で作成しました。その後納付された方は行き違いですのでご了承ください。

記

返還場所

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長氏名

被保険者資格証明書の交付について（通知）

これまでの納付状況により、納付相談時の約束を守られなかった方又は何ら折衝に応じていただけなかった方に、国民健康保険被保険者証（被保険者証）返還通知を送付しました。

しかし、指定した返還期日までに何らの連絡等もいただけなかったので、年 月 日をもって被保険者証が返還されたものとみなし、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第6項の規定により国民健康保険被保険者資格証明書（資格証明書）を交付いたします。この資格証明書の取扱いは、下記のとおりです。

記

1 診療費等の取扱い

診療費等は、医療機関等の窓口で一旦、自費で全額を支払い、後日、保険診療分について、一部負担金を除いた額の払戻しを「特別療養費」として、静岡市国民健康保険に対して申請していただくこととなります。なお、資格証明書を提示しないで診療を受けた場合は、払戻しができないことがありますので、必ず資格証明書を御提示ください。

また、払い戻される特別療養費は、滞納保険料（税）に充当していただくようお願いします。

2 被保険者証（正規保険証）の交付

滞納保険料（税）を完納したとき、又はその額が著しく減少したときには、再び被保険者証の交付を受けることができますので、印鑑と資格証明書を持参して納付相談にお越しください。

また、災害その他特別な事情が生じたとき又は公費負担医療の受給対象となったときは、速やかに連絡してください。

特別の事情に係る届出書

（宛先） 静岡市長

申請者 通知書番号
（世帯主）住 所
氏 名
個人番号
電話番号

国民健康保険料（税）を納付できない特別な理由がありますので、次のとおり届けます。

1 特別な事情 （該当する〔 〕に○をつけてください。）
〔 〕 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかった。
〔 〕 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷した。
〔 〕 世帯主がその事業を廃止し、又は休止した。
〔 〕 世帯主がその事業につき著しい損失を受けた。
〔 〕 上記に類する事由があった。（ ）
特別の事情を具体的に記入ください。

事実を証明する書類（ ）を添付いたします。

処 理 欄							起案日	年	月	日	
							決済日	年	月	日	
							施行日	年	月	日	
	(決裁)										
	※ この欄は記入しないでください。										

様式第 6 号 削除

様式第7号（第9条関係）

国民健康保険特別療養費支給申請書

被保険者資格証明書 の番号		療養を受けた被 保険者の氏名	世帯主との続柄
一般退職の区別		個人番号	
傷病名		療養期間 又は 装具着用日	年月日から 日間 年月日まで
発病の原因		発病・負傷年 月 日	年 月 日
病院名・所在地			
療養に要した費用の額	円	療養内容	
上記のとおり療養に要した費用に関する別紙申請書類を添えて申請します。 年 月 日 世帯主 住所 氏名 (印) 個人番号 電話 (宛先)静岡市長			
※ 審 査 欄	審査決定点数		下記のとおり口座振込を依頼します。 (世帯主以外の口座指定の場合は下記委任状欄記入) 銀行 信用金庫 支店 農協 普通・当座 口座番号 口座名義人 (カナ記入)
	単 価		
	療養に関する費用		
	公費負担額		
	一部負担金		
支 給 額			
委 任 状	私は、上記により支給される金額の受領に関する一切の権限を下記受任者に委任します。 年 月 日		
	受任者 住所 氏名 (印)	委任者 住所 世帯主 氏名 (印)	

(注) 太線内は、記入しないでください。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

（宛先） 静岡市長

世帯主 住 所
氏 名 印
電話番号
被保険者番号

国民健康保険料（税）への充当承諾書

私は、 年 月 日付けで国民健康保険特別療養費の支給申請をしましたが、

この支給額 全 額
円のうち を、次のとおり国民健康保険料
一部 円

へ充当することを承諾します。

様式第10号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長氏名

特別療養費等の支給の一時差止について

年 月 日付けで申請のあった、国民健康保険特別療養費等 月分については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第63条の2の規定により、その支払を一時差止めます。

なお、差止の理由及び支払の要件は、下記のとおりです。

記

- 1 差止の理由 災害その他特別の事情がないのに、国民健康保険料（税）を滞納しているため。
- 2 支払の要件 滞納している国民健康保険料（税）を完納、又は滞納額が著しく減少したとき、あるいは災害その他特別の事情が生じたとき（届け出が必要）は、国民健康保険からの支払を行います。

※ 災害その他特別の事情があるときは、下記へお問い合わせください。

問合せ先

様式第11号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長氏名

特別療養費等からの滞納保険料（税）の控除について

あなたの国民健康保険料（税）については、現在特別療養費等の一部差止を行っておりますが、いまだに納付されておられません。

つきましては、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2の規定により一時差止の特別療養費等から滞納保険料（税）の控除を行いますので、あらかじめご了承ください。

記

種 類	一時差止の保険 給付の額	当該滞納保険料 （税）の金額及び 納期限		控除する金額	控除年月日
		金 額	年月日		

※ 本状と行き違いに納付された場合は、ご容赦ください。

問合せ先